

申請者双方の捨印（行政書士による代理申請の場合は職印）
捨印は必須ではありませんが、補正が必要となった場合は差替えになります



(注) 申請部数 2部

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 岡崎市農業委員会会長

<譲渡人>

住所 ××市××町3丁目3番33号
氏名 ○△花子
電話 0564-23-6△△△



<譲受人>

住所 ××市××町5丁目5番55号
氏名 □×太郎
電話 0564-23-6×××



申請者が個人の場合、印は認印でかまいません

事務所 岡崎市十王町2丁目9番地
申請代理人 行政書士 行政 太郎
電話番号 0564-23-6196

職印

行政書士による代理申請の場合に記入
(譲渡人・譲受人の印鑑不要)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

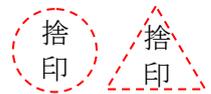
1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合○)
譲受人	□×太郎	66歳	農業	××市××町5丁目5番55号	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額 (円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又 は名称 現所有者が登記 簿と異なる場合は ()内に記載	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類 内容	権利者の氏名又 は名称
岡崎市○○町字×× 333番	田	田	1,500	150,000 (100,000/10a)	○△花子 ()		
岡崎市○○町字×× 505番	田	畑	500	50,000 (100,000/10a)	○△花子 ()		
以下余白				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
計	田		2,000				
	畑		0				

登記地目の合計面積を記入
(現況のみが田畑の土地は、現況地目で加算)



3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

当事者	権利移転の事由
譲渡人	譲渡人の事由を、できるだけ詳細に記載してください
譲受人	譲受人の事由を、できるだけ詳細に記載してください

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	所有権 所有権、賃借権、使用貸借権など 該当する権利の種類を記入
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日 又は 令和 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日 又は 令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日から 年
備考	賃借権・使用貸借権を設定する場合に記入

5 その他参考となるべき事項

譲受人が70歳以上の場合、本人の健康状態、農業後継者の有無について記載する

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。記載にあたっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は「日本」）を記載して下さい。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

- 5 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 6 「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。



農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等以内の親族をいいます

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 **権利を取得しようとする者又はその世帯員等**が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

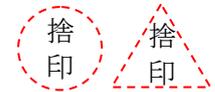
譲受人やその世帯員の利用状況を現況の地目ごとに記入（農地台帳を参考に記入）

		農地面積 (m ²)			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑			
所有地	自作地	2,900	2,200	600	100	0
	貸付地	800	800			0
地		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	岡崎市〇〇町字△△1番	畑	宅地	610の内10	農業用倉庫

		農地面積 (m ²)			樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑			
所有地以外の土地	借入地	1,600 (岡崎市 1,000) (〇〇市 600)	1,600 (岡崎市 1,000) (〇〇市 600)			0
	貸付地	0				0
地		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	なし				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地として管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。



1-2 **権利を取得しようとする者又はその世帯員等**の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

現在の経営農地(自作地+借入地)と申請地を合わせた面積を記入

	田	畑		樹園地		採放草地	合計
作付(予定)作物	水稲	野菜	※「別紙営農計画書のとおり」としても可		柿		
権利取得後の面積(m ²)	5,300	1,100			100		6,500

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量		トラクター	田植え機	コンバイン		
確保しているもの	所有	2台	2台			
	リース			1台		
導入予定のもの	所有			1台		
	リース					
(資金繰りについて)				〇〇農業協同組合から借入		

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースの別に該当欄に記入してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

①は譲受人の内容を、②③は該当する内容を記載してください

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況		
農作業暦 40年	農業技術修学暦 3年	その他 ()
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 妻35年、子10年)	
	増員予定: 1人 (農作業経験の状況: オペレータ見習いとして農業高校卒業者を採用予定)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 130人 (農作業経験の状況: 主に花木出荷作業3~5年の経験者)	
	増員予定: (農作業経験の状況:)	

譲受人以外について記入

④ 配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記入してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
岡崎市	□× 太郎 □× ウメ子 □× 小次郎	岡崎市
〇〇市	□× 太郎 △□ 一郎	岡崎市 〇〇市

複数市町村にまたがって耕作している場合、
・どこの市町村の経営農地を
・どこを住所(拠点)とする人が耕作するのか
を記入してください



<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

(例)

取得する田の周囲は水稻地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をします。

周辺地域の取り決めに遵守し、耕作を行いますので周辺の農地に悪影響は及ぼしません。

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

違反の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利取得しようとするもの又はその他の世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。